

裁 決 書

審査請求人

処分庁

福祉事務所長

上記審査請求人が令和4年10月28日に提起した、上記処分庁による令和
月 日付けで行った生活保護法第26条に基づく保護廃止決定処分についての
審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

- 1 本件審査請求に係る保護廃止決定処分を取り消す。
- 2 処分庁等に対する行政指導及び行政処分を求める部分についての審査請求を却下する。

第1 事案の概要

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人に対し令和 年 月 日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第26条の規定に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消し、処分庁及び生活サポートセンターに対する行政指導及び行政処分を求めるものである。

2 事案の経緯等

- (1) 審査請求人（人世帯）は、平成 年 月 日から、処分庁より法に基づく保護を受けていた。
- (2) 審査請求人は、令和2年11月10日、処分庁に対し、同月9日付けの収

入申告書、同年9月分及び同年10月分の給与明細書を提出した。

- (3) 処分庁は、同年12月25日、審査請求人から、同月23日付けの収入申告書及び同年11月分の給与明細書を収受した。
- (4) 処分庁は、令和■年■月■日付けで、審査請求人に対し、同月1日に保護を廃止する処分（以下「前々回処分」という。）を行った。
- (5) 審査請求人は、同年3月25日、審査庁である埼玉県知事（以下単に「埼玉県知事」という。）に対し、前々回処分の取消しを求める審査請求をした。
- (6) 埼玉県知事は、同年■月■日付けで、行政手続法（平成5年法律第88号）に定める処分理由の提示が不十分であることを理由として前々回処分を取り消す旨の裁決をした。
- (7) 処分庁は、同月26日付けで、審査請求人に対し、同年■月■日に遡って保護を廃止する処分（以下「前回処分」という。）を行った。
- (8) 審査請求人は、同年9月21日、埼玉県知事に対し、前回処分の取消しを求める審査請求をした。
- (9) 埼玉県知事は、令和■年■月■日付けで、審査請求人世帯は、保護を廃止すべき場合でなく、まずは保護の停止処分を行って審査請求人世帯の生活状況の経過を観察し、審査請求人世帯の定期収入の恒常的な増加により保護を要しなくなったと認められる状態が今後継続すると認められた時に改めて保護廃止処分を行うべきであったとして、前回処分を取り消す旨の裁決をした。
- (10) 処分庁は、同年■月■日、審査請求人に対し、令和■年■月■日付けで保護を停止する保護停止決定処分（以下「本件停止処分」という。）を行った。
- (11) 審査請求人は、令和4年6月17日、処分庁に対し、令和3年2月分、同年4月分、同年5月分、同年6月分、同年7月分、同年8月分、同年9月分、同年10月分、同年11月分、同年12月分、令和4年2月分、同年3月分及び同年4月分の給与明細書及び決算賞与明細書を提出した。
- (12) 処分庁は、令和■年■月■日付けで保護を廃止する本件処分を同年■月■日付けで行った。
- (13) 審査請求人は、令和4年10月28日、埼玉県知事に対し、本件処分の取消し並びに処分庁及び生活サポートセンター（以下「処分庁等」という。）に対する行政指導及び行政処分を求める審査請求をした。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 審査請求人は前回の不服申立において処分取消しのみならず適切な行政指導を求めたが、取消しのみしか裁決されなかった。その結果、処分庁は自身の不作為についてなんら改善をせず、審査請求人に対して実質的な職場への保護及び[]の暴露を盾として収入申告を強制した。

また、処分庁においても証拠提出と共に不足分があれば随時提出すると意思を示した上で情報提供を行ったが「そんなものは見ていない。あなたが勝手に置いていっただけ。」との理由で適切な機関へ情報がいかないようにした。

このことから処分庁は自浄作用が全く機能しておらず二重請求のような明確な過失であってもそのまま隠蔽が図られた。

審査請求人は、[]など本来であれば他者に公開したいものではなく、[]に関する検査員の意見書、[]に係る書類、福祉協議会なる団体に提供された個人情報全て現在の行方が知れない。

審査請求人を軽視し、平然と個人情報を漏洩している。処分庁によれば収入内容以外は判断されていないからとのことである。

以上のことから単に取消しが裁決されるだけでは即座に再び廃止決定がなされるのは明らかであり、取消しのみならず処分庁、生活サポートセンター及び福祉協議会なる団体に行政指導、指導に基づく行政処分が必要である。

- (2) 審査請求人が重要視するのは、①処分庁、生活サポートセンターの審査請求人が[]であるとの情報提供に基づいた業務の不作為、②処分庁の職員による暴力を伴う対応に一切触れられない、二重請求、個人情報漏洩が平然と行われる内部統制の機能してなさ、③審査請求人が今後安心して労働ができるよう医学的知識に基づいた[]支援の3点である。

審査請求人は、かねてより主張しているように社会復帰に向けて努力しているのだから労働を行うのは当然であり、それに当たって[]が問題となるため訴え続けているのであって、保護費の請求など一貫して行っていない。

しかしながら、①及び②に見られるような不誠実かつ悪質な対応が続く以上、明確な責任を追及し続けるしかないのである。実際に、本件においてあらゆる責任の着地点が存在しておらず処分庁及び生活サポートセンターは、

あらゆる責任を問われない半無法地帯と化している。

2 処分庁の主張

- (1) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)によると、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と第8によって認定した収入との対比により決定することになっている。
- (2) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)によると、その収入については、原則としてその判定を行う日の属する月までの3か月間の平均収入充当額に基づいて行うこととされている。
- (3) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)によると、保護廃止の際の要否判定については、現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額の対比により判定するとされている。また、保護の廃止すべき場合は、当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以降特別な事由が生じない限り、保護を再開する必要がないと認められるときであるとされている。
- (4) 審査請求人の収入申告書から、要否判定を行った月の前3か月間(令和2年9月分給与(10/10支給)、10月分給与(11/10支給)、11月分給与(12/10支給))の平均収入充当額と令和2年12月1日の最低生活費との対比により、収入充当額が最低生活費を超えたと判定し、令和3年8月26日付けで前回処分を行ったが、その後、同年9月21日付けで申立てのあった審査請求(事件番号030046号)の裁決書により、「一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その生活状況の経過を観察する必要がある」との審査庁の判断に基づき、令和■年■月■日、本件停止処分を行った。
- (5) その後の生活保護の廃止については、審査請求人より提出された全ての給与収入等の挙証資料に基づく収入充当額の平均で、最低生活費を超えていること、本件停止処分以降の12か月の収入充当額は、いずれの月も最低生活費を超えていること、処分庁が把握できる期間の平成28年11月から令和4年4月(5月支給)まで同じ就労先で安定的な就労収入を得ていることから、直ちに窮迫した状況に陥る可能性は極めて低いと判断し、本件処分を行

ったものである。

なお、処分庁が求めていた給与明細のうち、令和2年12月、令和3年1月、令和3年3月、令和4年1月の給与明細書が審査請求人より未提出だったことに対しては、甲第8号証において審査請求人自ら「不足分において平均での算出を認める」と述べており、提出された他の月の給与明細と大きな差異はなく、最低生活費を超えていると判断したものである。

第3 理由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。(法第8条第1項)。
- (2) 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない(法第26条)。
- (3) 保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入(以下「収入充当額」という。)との対比によって決定すること(次官通知第10)。
- (4) 保護の要否の判定は原則としてその判定を行う日の属する月までの3か月の平均収入充当額に基づいて行うこととする(局長通知第10の2(1))。
- (5) 保護廃止の際の要否判定は、保護開始時と異なり、現に保護受給中の者については、保護の実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額(勤労に伴う必要経費のうち基礎控除については、局長通知第10の2(1)に定める別表2に定める額)との対比によって判定するものであること(課長通知第10問6答)。
- (6) 被保護者が保護を要しなくなったときには、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行うこととなるが、保護を停止すべき場合又は廃止すべき場合は、原則として次によるとされている(課長通知第10問12答)。

保護を停止すべき場合として、当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき(課長通知第10問12答1(2))。

保護を廃止すべき場合として、当該世帯の定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由がないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき（課長通知第10問12答2(1)）。

なお、以上の場合における保護の停止又は廃止は保護を要しなくなった日から行うことを原則とする。ただし、当該保護を要しなくなった日の属する月が、保護の停止又は廃止を決定した日の属する月の3か月以前であるときは、保護を要しなくなった日まで遡及して保護の停廃止を行うことなく、保護を要しなくなった日から3か月までの間に係る保護の費用について、法第63条又は法第78条の規定により費用を徴収することとし、前々月の初日をもって保護の停廃止を行うこと（課長通知第10問12答2）。

- (7) 次官通知、局長通知及び課長通知は、地方自治法第254条の9第1項及び第3項の規定に基づく法定受託事務に係る法の処理基準とされている。

2 本件処分の違法性又は不当性の有無について

(1) 本件停止処分について

処分庁は、審査請求人の令和2年11月9日付けの収入申告書から、保護の要否判定を行った月（同年12月）の前3か月間（同年9月分給与、同10月分給与、同11月分給与）の収入申告により、これらの3か月間の平均収入額（ 円）と同年12月1日の最低生活費（ 円）との対比により、収入充当額が最低生活費を超えたと判定している。

一方で、令和3年9月21日付けで申立てのあった審査請求の裁決書により、「一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについてなお確実性を欠くため、若干期間その生活状況の経過を観察する必要がある」との審査庁の判断を受け、本件停止処分を行ったことが認められる。

(2) 本件処分の違法性又は不当性について

処分庁は、審査請求人より提出された全ての給与収入等の挙証資料に基づく収入充当額の平均（令和3年2月分から令和4年4月分まで）で最低生活費を超えていること、本件停止処分による保護停止の始期である令和 年 月 日以降の12か月（令和 年 月（令和 年 月支給分）から同年 月（同年 月支給分）まで）の収入充当額は、いずれの月も最低生活費を超えていること、平成28年11月から令和4年4月まで審査請求人が同じ就労先で安定的な就労収入を得ていることを本件処分の理由としている。

そこで、審査請求人が処分庁に提出した給与明細書により、審査請求人の
 定期収入について確認すると、令和3年2月分の給与から本件処分の前月で
 ある令和4年8月分までの収入等は以下の表のとおりである。

就労年月	就労 日数	支給額	所得税及び 社会保険料	現金支給額	勤務に伴う必要 経費として認め る額	収入充当額	比較	処分庁が主張す る最低生活費
	(日)	(所得税控 除前、円)	(円)	(円)	(円)	(円)		(円)
令和3年2月							>	
3月				不明				
4月							>	
5月							<	
6月							<	
7月							<	
8月							<	
9月							<	
10月							<	
11月							>	
12月							<	
令和4年1月				不明				
2月							<	
3月							<	
4月							<	
5月				不明				
6月				不明				
7月				不明				
8月				不明				

※1 給与は翌月支払い（2月分給与は3月に支給）。

※2 令和3年1月分、同年3月分、令和4年1月分、同年5月分、同年6月分、同年7月分及び同
 年8月分の給与明細は審査請求人から提出されていないため、不明。

※3 令和4年6月の決算給与については、同月分の給与明細が不明なため算定に含めていない。

法第26条により保護を廃止すべき場合として、当該世帯における定期収
 入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が
 生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるときとされている
 （課長通知第10問12答2(1)）。

そして、保護の要否の判定は原則として判定を行う日の属する月までの3
 箇月間の平均収入充当額に基づいて行うこととされている（局長通知

第10の2(1))。

本件処分は、令和■年■月■日付けで行われたところ、処分庁が審査請求人から提出を受けた給与明細書は、令和3年2月分から令和4年4月分までであり、同年5月分から同年8月分までの給与明細書については、処分庁による確認が行われていないことが認められる。

そうすると、処分庁は、保護の要否判定を行った日の属する月(同年9月)までの3か月間の給与明細書による平均収入充当額に基づき、保護の廃止の要否判定を行うべきだったにもかかわらず、これを行っていなかったことが認められる。

また、保護の廃止の要否判定は、保護開始時と異なり、現に保護受給中の者については、当該時点において現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額(勤労に伴う必要経費のうち基礎控除については、局長通知第10の2(1)に定める別表2に定める額)との対比によって判定するものとされている(課長通知第10問6答。なお、課長通知第10問6は、「現に保護受給中の者」についてのものであるが、本件停止処分を受けている審査請求人についても、保護開始時と異なるという点において共通であることから、同様の取扱いをすることが適当と解される。)

そして、「当該時点において現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費」とは、本件処分の判断時点における最低生活費と解されるところ、処分庁は令和3年1月の最低生活費(令和3年5月以降は社会保険加入のため国民健康保険料を削除)を令和3年2月以降も保護の要否判定の判断の基準としており、本件処分の判断時点である令和4年9月15日における最低生活費を算出していない。

さらに、審査請求人の収入は、勤労による収入であるところ、収入充当額の算定において、局長通知第10の2(1)に定める別表2に定める勤労に伴う必要経費として定める額を控除しておらず、収入充当額の算定に違算が認められる。

令和3年2月分から令和4年8月分までにおいて、審査請求人から提出された給与明細書のみに基づいて算出した各月の収入充当額(同年6月の決算賞与金を除く。)は上記表のとおりである。

処分庁が処理基準である課長通知等に則り収入充当額を適正に算定していれば、上記表のとおり、収入充当額が処分庁が主張するその月の最低生活費

を下回る月があることが認められる。

処分庁は、各月の最低生活費を正確に算定していないが、処分庁が主張する各月の最低生活費を前提とすると、収入充当額が最低生活費を下回る月が続いていたことになる。

法第26条により保護を廃止すべき場合として、当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じない限り、保護を再開する必要がないと認められるときとされているところ、このような状況をみれば、保護の廃止どころかむしろ、保護を再開する必要性があったと言える。

(3) 小括

以上から、処分庁は、審査請求人の保護の廃止の要否判定において、最低生活費、収入充当額ともに処理基準に則り適正に算定しておらず、これらに基づき行われた処分庁の判断には誤りがあったと言わざるを得ず、本件処分は違法又は不当であると認められる。

なお、本件処分は、令和■年■月■日付けで行われ、保護廃止日を令和■年■月■日としている。

保護の廃止は保護を要しなくなった日から行うことを原則としつつも、当該保護を要しなくなった日の属する月が、保護の廃止を決定した日の属する月の3か月以前であるときは、保護を要しなくなった日まで遡及して保護の廃止を行うことなく、保護を要しなくなった日から3か月までの間にかかる保護の費用について、法第63条又は法第78条の規定により費用を徴収することとし、前々月の初日をもって保護の廃止を行うこととされている（課長通知第10問12答2(2)）。

課長通知第10問12答2(2)は、法第63条又は法第78条の規定による費用徴収がある場合に限定されているものではないから、この場合にかかわらず適用されるものと解される。

そうすると、本件においては、仮に保護を要しなくなった日の属する月が令和3年1月とするとしても、保護の廃止を決定した日の属する月である令和■年■月の3か月以前であるから、本件において、保護の廃止の要件を満たしていたとしても、同月の前々月での初日である同年■月■日をもって保護の廃止を行うべきだったと言える。

3 本件審査請求のうち、審査請求人が、処分庁等に対する行政指導及び行政

処分を求める部分について

審査請求人の主張は、単に本件処分の取消が裁決されるだけでは、即座に再び廃止決定がなされるのは明らかであり、取消しのみならず、処分庁等に対し、行政指導及び指導に基づく行政処分が必要であるとしており、要するに、審査庁に対し、処分庁等に対する行政指導及び行政処分を求めるものであるところ、行政不服審査法は、審査庁が行政庁等に対して、行政指導及び行政処分を行い得ることを規定していないことから、本件審査請求のうち、処分庁等に対する行政指導及び行政処分を求める部分については、不適法である。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求のうち、本件処分の取消しを求める部分については理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、本件処分は取り消されるべきであり、処分庁等に対する行政指導及び行政処分を求める部分については不適法であるから、同法第45条第1項の規定により、却下されるべきである。

令和5年3月16日

審査庁 埼玉県知事 大野 元 裕

